

第9回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日（水） 午前9時00分から午前11時00分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	19	伴 慎也	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	11	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	12	寺田 勝典
委員	4	曾我 秀美	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	5	中本 芳美	委員	14	植西 良隆
委員	6	福野 憲二	委員	15	林田 清光
委員	7	森地 良彦	委員	16	鍋家 善幸
委員	8	山崎 容子	委員	17	山川 芳範

5. 欠席委員 議席 2番 中島 準一 委員

6. 議 長 議席19番 伴 慎也 会長

7. 議事録署名委員 議席17番 山川 芳範 委員
議席18番 今井 百合 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第46号 令和5年度農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 議案第47号 農地利用最適化推進委員の辞任について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

- 専門委員会報告及び活動
- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長	田村 勝也
局次長	大西 努
係長	澤田 均
係長	西田 輝彰

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、中島準一委員。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席17番山川芳範委員と、議席18番今井百合委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第44号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号1について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号1について説明します。参考図は1ページから3ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、現在は他所に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。

譲受人は、空き家バンク登録のあった農地付き建物を取得し、隣接する申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。

遠方に居住しているものの、セカンドハウスとして取得する空き家を拠点に自家消費用の野菜を耕作されるもので、知り合いの農家から農機具を借用されるなど、地域と連携し協力・応援を得られる見込みであり、営農に支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号1については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番鍋家です。

ただいま、事務局で説明いただいたとおりです。

令和6年2月22日に清水推進委員と現地確認を行い、申請者代理人から申請理由について聞き取りをいたしました。申請者は当申請地で野菜を栽培する予定

でございます。機械等は当地区に友人がおられ、借りることができ、耕作については問題がないことから、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号 1 5 清水推進委員 意見をお願いします。

担当推委 区域番号 1 5 番清水です。
内容等について、事務局並びに農業委員さんのほうから、ご説明があった通りです。農地法等に支障がないと考えております。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3 条調書、整理番号 1 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 1 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 2 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 2 について説明します。参考図は 3 ページから 4 ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3 条調書、整理番号 2 については、議席 3 番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号 3 番緩利です。
今、事務局の方がおっしゃいましたところですが、既に譲受人が、畑として借りた状態で作っておられ、今回、売買という形で所有権の移転というところで話

しがまとまりましたので今回の申請となっております。以前より耕作をされ、今も野菜を作っており、管理をされておりますし、今後も継続的に農業に使っていくということで、何ら問題のない案件かと思いますのでご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号23清水推進委員 意見ををお願いします。

担当推委 区域番号23番清水です。

本件緩利委員の説明のあった通り、現在の耕作者である譲受人が継続して耕作を行うための所有権の移転であり、農地利用の最適化の推進に何ら支障ないと考えます。ご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号2について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号2については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号3について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号3について説明します。参考図は5ページから6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、現在は他所に居住し、財産処分を検討されていたところ、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地近くに居住し、また隣接する農地所有者であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号3については、議席2番中島委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。譲渡人は相続で土地を取得しました。これまでから隣に住んでおられる母屋の譲り受け人が自宅辺りや今回の畑の草刈り等をしていましたが、今回環境整備という名目も兼ねて購入することで話がまとまりました。譲り受け人と譲り渡し人は母家、新家の関係で新屋の娘は遠方に出ているため管理ができないことから契約に至りました。購入後は畑として自家消費の野菜栽培を考えておられます。今回の売買に、改良組合長の同意も得られており、許可相当と判断しました。どうかよろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長 3条調書、整理番号3については、区域番号33上杉推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。農地利用最適化に特に支障ございません。よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号3について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号4について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4について説明します。参考図は7ページから9ページです。申請地は、2105番は農業振興地域内の青地及び白地農地であり、2214番は農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、現在は他所に居住し、財産処分を検討されていたところ、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地近くに居住し、また隣接する農地所有者であり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。申請内容を審査した結

果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号4については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番寺田です。

ただいま、事務局より詳しく説明いただいたとおりです。

譲り渡し人は、去る2月の総会で4条申請整理番号21番、自宅駐車場の顛末を出された方で自宅もこの農地もすべて財産処分を考えておられるということで、もともと親戚である譲受人に贈与されるということです。申請地はこの譲受人は以前も耕作をされていたということで、今後取得後も今までどおり水稻の作付けをするということを聞いております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号44山本推進委員 意見ををお願いします。

担当推委 区域番号44番山本です。

寺田委員の説明のあったとおりで、特に問題はないと思います。現在譲り受け人が耕作をしており、子どもが継続されるそうなので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号4について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号4については、許可とすることに決定いたします。

議案第44号については以上であります。

議長 続きまして、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

5条調書、整理番号1について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号1について説明します。調書は5ページ、参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画図は12ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、資材置場を目的とする、農地の売買です。申請によると、医薬品製造及び販売を営む申請人において、これまでは申請地西側の隣接工場の材料搬入口近辺に資材配置をされていましたが、搬入車両の動線と同敷地内への駐車場利用時の動線とが交錯し危険であったことから、代替地を探されており、この度、隣接地権者の同意が得られたことで、代替の資材置場として利用をされます。造成工事については、切土・盛土により行い、地盤改良及び碎石敷き均し後、アスファルト舗装により整地をされるほか、土砂が流出しないように、周囲は積みブロックを設置されます。雨水排水については、地表水が新設する集水桝及び既設工場の排水路に向けて流れるように地盤に勾配を付け、接続し放流されます。以上のことから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。

議長 5条調書、整理番号1については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。

3月5日の日に、推進委員の箭田さんと現場監督の方と現地確認をいたしました。企業の土地に囲まれた不耕作地であり、今後利用される見込みもないため、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、区域番号18箭田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号18箭田です。

ただいま、事務局及び中本農業委員より詳しく説明があったとおりです。農地利用最適化推進委員より補足説明はございません。農地利用最適化推進に特に影響を及ぼすものではありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号1について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1については、許可とすることに決定いたします。
なお、許可については甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定の締結と同時許可となります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号2について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号2について説明します。参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画図は15ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

令和5年4月の農振計画見直しにより、荒廃による原野化を理由に農用地区域から除外手続きがされています。申請内容は、太陽光発電施設設置を目的とする、農地の売買です。計画によると、859平方メートルの区域に太陽光発電施設として、太陽光パネル212枚、パワコン10台を設置されます。造成工事については、切土及び盛土による土砂搬出はありません。敷地周囲には安全対策としてフェンスを設置するほか、敷地には防草シートを整備するなどの保全対策をされます。雨水排水については、自然地下浸透処理のほか、東側の既設水路を経由し、最終的に一級河川佐治川に放流処理されます。

以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号2については、議席7番森地委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番森地です。

申請地は事務局の説明のとおりで、昨年第5回の総会の5条申請地の隣接地で、10月10日に推進委員小川様と業者と現地確認を行っております。譲渡人につきましては、高齢化のため、耕作を行うことが難しくなり、休耕地となって

おり、今後も農業を行う見込みはございません。周辺農地への影響もなく、問題ないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いさせていただきます。

議 長 続いて、区域番号29小川推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号29小川です。

今回も第5回の申請地52と同様に、土地利用計画図と私どもが現地で説明を受けた申請書の図面と違っております。これは昨日も森地委員にも報告しまして市の方にも連絡が入っていると思います。私どもは現地で受けた図面と、今、委員の皆さんが見ている土地利用計画図に相違がございますので、意見書に関しましては、問題なしとさせていただきましたが、取り下げさせていただきます。説明が必要でしたらさせていただきます。

議 長 ただいま事務局並びに担当委員より、説明いただきました件について、事務局の方から何かありましたらをお願いします。

事 務 局 現地確認を推進委員様と農業委員様のほうでされていると今お聞きしています。書類の方もいただいているのですが、書類に相違があるということでしたら、森地委員様の方で特に計画については支障が無いとご意見をいただいているのですが、森地委員様には内容については変更がなかったことでよかったのでしょうか。

担当農委 影響ありません。

事 務 局 事務局としましては、一応、推進委員様そして農業委員様の方で確認いただいている、特に農業委員様の方で影響がないとお聞きしていますので、その部分については事務局も影響が無いものと考えております。もし、こちらの今いただいている図面、こちらは事業者の方から提供があった図面になるんですが、こちらの方がもしその事実と相違する、例えば向きが違う、経路が違う、配置台数は違うということがございましたら、早急にそのあたりを確認させていただきまして、次回の総会で内容のご報告させていただくのですが、大きくその体制について、影響がない今、森地委員さんがおっしゃったとおりでございますので、事務局の方としましては、特に必要無いものと考えております。以上でございます。

議 長 ただいま説明いただきました件について小川推進委員 意見ををお願いします。

担当推委 事務局から報告ありました雨水の排水経路ですけれども、東側水路に排水をする内容で地元がOK出てますというふうに申されましたけれども、私どもが現地で受けた図面は、西側の水路に排水するこの図面で言いますと、西側に進入路とい

うものがございますけども、進入路沿いに既設水路があつてそちらに排水するというので、現地の説明を受けて、地元区長さんもその図面を確認の上、地元で了解を得ておりますと確認しており、事務局の報告と現地で受けた図面及び報告との相違があるということでございます。以上です。

これに関しては、どうしても西側の進入路側の水路に流していただきたいという理由がございます。

議 長 小川推進委員が現地で確認した排水計画が違うということですか。

担当推委 私どもは業者さんの方から、申請書一式預かっており、その図面では西側の進入路沿いの水路に流すというふうになっております。実は前回第5回の整理番号52番につきましても、私ども現地で受けた図面と、この委員会で示された図面が違っている。要するに、前回も今回も図面が違っており、こんなことがあっていいのかなというのが一つです。以上です。

事 務 局 申請人がしっかりと推進委員そして農業委員の方に説明するのは大前提かと認識しております。事務局の方で書類審査の過程で不足する書類があった場合、申請人に対し必要な書類を求めています。例えば排水経路図面が不明瞭だった場合には再提出を求めています。その結果を推進委員さんや農業委員さんにしっかりとフィードバックをされていたかどうかという部分については、特に今回の件につきましては事業者の方から説明がなかったと感じておりますので、申請人に対して指導等を行う予定です。以上でございます。

議 長 他に何かございますか。

委 員 議席番号11番奥村です。

役員会でも何の報告もなかったことで今びっくりしております。特に排水のことですので、私は賛成することができないんですけど皆様どうでしょうか。

議 長 他何か質問等ございますか。

担当農委 現在、東側の方にほとんど水が流れている状態で、西側の方は、第5回の申請地52の時にパイプにて排水するようになりました。隣接地の資材置き場の水路は、第2名神ができたときに素掘り水路を造ったようです。また、北側からの谷水も素掘りの水路へ流れているような状況になっておりますので、西側か東側のどちらに流すのかは検討しなくてはならないかと思いますが、排水方向だけの問題でしたので、影響がないかなということで回答しました。

担当推委 別に反対しているわけではなく、私どもは受けた説明どおり、西側に排水路を造っていただければいいだけの話でございます。進入路は里道であり、道路、法面、田んぼという形でずっと奥まで続いております。里道の法面を埋めたててしまうと里道が現地で確認できなくなるので道路形態を残すために、里道の法面を残すために、田を埋めた側に法面が造られ、自然の水路ができている状況となります。

今回の対象地も同じように途中まで水路があり、里道という形を残すためにも道路の法面を造っていただくことで里道の形態が現地に確実に残ります。地元としても道路形態がわからなくなってしまうたら駄目なため、西側に排水路を望んでいるということのため、西側の排水路の図面に変更していただければいい話だけなのです。

ただ、現地説明時と総会での排水路の位置が異なるので、このような状況ではちょっとこの協議をしていただく以前の問題かなということがあってちょっと意見させていただきました。

あと1点だけ。上流が相当な面積の雨水の排水面積を持っておりまして、県道を横断している既存の水路があり、すべてこの横断水路に雨水が集まる状態です。今回、申請地の東側に排水路を造ると、申請地の西側も東側も雨水が流れる形になります。また、東側で排水路を造ると、県道を横断する直前で排水路が90度で曲がることとなります。現在においても県道の土手を洗掘している状態のため地元の方が大雨時にいつも県道の土手を復旧している状況もありますので、西側に排水路を造った方がいいというふうにも判断をしております。雨水排水に関しましては、農業委員会とは関係ないのですが、ちょっと追加して説明させていただきました。以上です。

委 員 議席番号2番緩利です。

現地での図面と事務局に提出されている図面は両方とも同じ業者が提出した物をそのままオリジナルで使っていますか。

事 務 局 事業者の方から提出された書類を、総会で見易いようにツアアップの処理をさせていただいていますが、中身についてはそのまま利用しています。

委 員 議席番号2番緩利です。

現地で確認した図面と事務局に渡した書類を意図的に変更してあるのでしょうか。

事 務 局 事務局は現地での立会を行っていないので不明ですが、例えば不足の図面を追加で求めた場合は、総会に上程をさせてもらうことはございます。そもそも、現場において図面を持ってお話をされておられたのか、口頭でされていたのかって

いうのはちょっと事務局ではわかりかねます。事務局としては、規定の書類を提出してもらった物を総会に出しています。

委員 議席番号2番緩利です。
今後このようにならないように考えていただけたらと思います。以上です。

事務局 ご指摘ありがとうございます。
先ほどお話をさせていただきましたとおり、事務局において書類審査を行う時に追加資料等を求めた場合は農業委員様や推進委員様の方にも同様の書類を渡すように指導をさせてもらっているところでございます。
本件につきましては、まずその部分が足りていなかったのもので、そういった部分につきまして指導連携し、もしそこで、いや元の話と違うという部分が出た時は、事務局でチェックを行っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長 現地での図面と総会に提出された図面の相違があるため再度確認し、来月の総会において審議を諮るために今回は保留ということにさせていただきます。

議長 続きまして、5条調書、整理番号3について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3について説明します。調書は6ページ、参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。申請地は、市街化調整区域内の青地農地です。

申請内容は、駐車場、工事用道路、仮設事務所設置を目的とする、農地の賃貸借で、一時転用です。申請によると、新名神高速道路の6車線化事業に伴う杉谷橋拡幅工事上り線において、施工現場への工事用車両搬入のための駐車場、工事仮設用道路、仮設事務所として利用をされます。当該事業は、地権者との借地協議の進捗に合わせて進めることで、工事全体をおおきく上り線、下り線に分けて事業計画されており、下り線は令和5年10月総会にて許可済みであり、残る上り線が今回の申請となります。許可後、転用工事に着手し、令和6年5月から令和8年10月まで工事用道路として利用し、その後、令和8年11月から令和9年3月末までに機能復旧する計画をされています。国からの通知では、一時転用の期間は「当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間」とされておりますが、当該申請は、その必要最小限であると考えます。造成工事については、おおきく①作業ヤードの整備、②仮橋設置、③工事用道路の設置の工程となります。敷地の耕土を鋤取り後、養生シート、敷板、砕石による整地をし、作業車両が往来する箇所にはさらに敷鉄板を設置されます。鋤取った耕土は作業ヤードの余地に置き場を設け、シート保護される予定です。作業ヤードの整

備完了後には、東側の県道から車両進入するための仮橋設置をし、工事用車両の通路を確保します。雨水排水については、転用箇所となるそれぞれの田に付帯する水路の呑口、吐口を現況利用する計画で、地表水を自然地下浸透させた後、既設水路を通じて放流されます。このため、既存水路の流れを阻害しないように、工事車両が往来する箇所などは、敷鉄板の敷設や、埋設の排水管に一時置き換えるなどの養生をされます。なお、工事期間中は作業ヤード周囲に工事用フェンスを設置するなどの安全対策をされるほか、仮設事務所建設に係る隣接農地への日照については、周囲に耕作農地もなく影響がないことを確認しています。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また今回、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られているとともに、河川管理者、道路管理者とも協議済みです。なお、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号3については、議席2番中島委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読いたします。新名神高速道路杉谷川橋の工事のための農地転用申請になります。この案件は昨年8月に現況の4車線のところを6車線化のための資材搬入及び資材置き場として、下り線は一度ご承認いただいております。

今回は、上り線の拡幅工事の資材置き場、駐車場、現場事務所、工事・資材搬入通路として再申請となりました。なお、前は6筆、今回は3筆となります。

ほ場に関しては表土を鋤取り、客土を入れて埋め立てます。雨水等の排水は前回同様杉谷川へ放出します。現状も同様に、杉谷川に放出していますので、特に問題ないと判断しました。工事完了後は原状回復を行います。

今回の農地転用は、区長、改良組合長の同意も得ており、許可相当と判断いたしました。どうかよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

議 長 5条調書、整理番号3については、区域番号33上杉推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。特に問題ありません。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、５条調書、整理番号３について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号３については、許可とすることに決定いたします。
なお、整理番号３については面積が２，０００平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

議 長 続きまして、５条調書、整理番号４について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号４について説明します。参考図は１９ページ、２０ページ、土地利用計画図は２１ページです。申請地は、市街化調整区域内の第３種農地です。
申請地を進入路にするための申請です。申請によると、申請地に隣接し居住する譲受人が、宅地への進入路として、当該地を利用されます。現地は碎石舗装され、雨水排水用の側溝も設置されており、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 ５条調書、整理番号４については、議席１７番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号１７番山川です。
ただいま事務局から詳しく説明があったとおりでございますが、昨年の１１月に譲り渡し人、譲り受け人、推進委員、農業委員の４名で現地を確認させていただきました。先ほど説明あったとおり、平成２０年頃から使われてるということで、現状もそのような形になっており、顛末案件であります但よろしく願い申し上げます。

議 長 続いて、区域番号３６山本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号３６山本です。
山川委員から説明があったとおり、現地が既に平成２０年頃から進入路として利用されており、周辺農地の影響がないと考えられますので、問題はないものと思われます。審議の方よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号4について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号5について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5について説明します。調書は7ページ、参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第3種農地です。

申請内容は、賃貸アパート建設を目的とする、農地の売買です。当案件は、令和5年11月総会にて賃貸アパート建設を目的とする農地の売買として承認いただきましたが、その後、代理人を通じて土地利用計画に変更がある旨申し出がありました。現地は工事未着手であり、所有権移転の手続きも行われていないことから、当該申請を新規申請として取り扱います。申請によると、現在不耕作地となっている当該地において、周囲の工場立地などから一定の入居を見込み、2階建て、8戸の賃貸アパート1棟を計画されています。前回からの変更点は、当初申請農地の西側農地について売買合意をされたことにより、建築物の配置が西側に変更されることと、各々の取得農地の北側農地を土地分筆されます。よって建設にかかる農地は745.23平方メートルとなり、ここに建築面積224.12平方メートルの2階建てアパートを建設されます。建蔽率は28.94パーセントです。また、当初申請では、北側敷地は入居者のアメニティスペース（多目的スペース）として解放し、土地利用を計画されていましたが、上記の土地分筆により建築部分と棲み分けをし、これまでどおり畑地として農地利用をされます。造成工事については、新たに搬入する盛土はなく、現況地盤をベースにアスファルト舗装をし、地表水が集水桝に向いて流れるように勾配をとられます。雨水排水は敷地内に設ける集水桝で集水し、管により前面道路側溝に接続し放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、

農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。さらに、事業に要する資金は自己資金および借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号5については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番寺田です。

ただいま内容については事務局の方より詳しく説明していただいたと思います。変更等という話が出てきましたのでややこしくなりますが、新たに申請されたということです。前回の申請時に、前回の申請時の両隣の隣地承諾をもらいに行ったところ、議案書の譲り渡し人の下段に書いてある方が両サイドを持っておられ、三角地として残るので私の土地も買って欲しいというような申し出がありまして、再度検討されたところ、今回の申請地になりました。前回も説明しましたがけれども、この西側にこの譲り渡し人が以前よりアパート経営をされております。結果、続きで並んだ形となって、残地も三角地にはなりますけれども、もうちょっと広い残地として残るので、農地の利用も可能かと思われます。アパートの内容については、変わっておりませんのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号42城推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号42城です。

事務局及び農業委員さんの説明のとおりであります。農地推進最適化に支障ありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら伺います。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号5について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号5については、許可とすることに決定いたします。

議案第４５号に続いては以上であります。

議 長 続きまして、議案第４６号「令和５年度農用地利用集積等促進計画の案にかか
る意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第４６号について説明します。
農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成
し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存す
る農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用
について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

９ページから１６ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。
農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所
在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計２１万
１，６１４平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況
は、１７ページの参考資料のとおりです。

次に、１８ページの農用地利用集積等促進計画の案「機構から受け手」をご覧
ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、耕作者の変更が
あったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の設定面積は、合
計１，８３２平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳によ
る経営状況は、１９ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事
業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 事務局より説明がありました。農用地利用集積等促進計画の案に係る意見につ
きまして、ご意見等ございましたらお伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第４６号について、採決いたします。
農用地利用集積等促進計画の案に対して、意見なしとして意見をすることに賛
成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第４６号については、農業委員会として付すべき意見はなしとし
て市長へ提出することに決定いたします。

議案第46号については以上で、あります。

議長 続きまして、議案第47号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第47号について説明します。
議案書は20ページとなります。令和6年3月25日付で、清水義久農地利用最適化推進委員から一身上の都合により辞任の届出がありました。この件については農業委員会等に関する法律第23条により推進委員は正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができることとなっております。以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

委員 議席番11番奥村です。
今事務局が辞任の説明されたように、一身上の都合で正当な理由な理由になるんですか。詳細な理由は聞かなくて大丈夫ですか。他の委員さんどうですか。

委員 議席番号9番勝井です。
私も正当な理由っていうのがとても知りたくて。是非聞きたいと思います。

事務局 事務局より提出された理由書を述べさせていただきます。
社寺等の役職が当たることによって、なかなか推進委員の任務を全うすることができないという内容で届がありました。以上、説明とさせていただきます。

委員 議席番号8番山崎です。
貴生川地区を担当しておりますけれど、清水さんが急に退任されたことで、議案が上がってきて、議案書を持って私の仕事場に本人が書類を持って来たんですが、急に辞められてもこっちも困るんですよね。どの推進委員さんを連れて行けばいいのかっていうのか。現在は、岡崎委員だけしか連絡が取れない状況で、この前の議案の案件も岡崎委員さんに無理を頼んで確認していただきました。なるべく早く解決していただきたいと思います。

事務局 事務局より補足の説明をさせていただきます。
本日の辞任の議決をいただきましたら、直ぐに推進委員の募集を行う予定になっております。6月の総会において、次の推進委員が決まるということになります。

- 委員 議席番 11 番奥村です。
詳細な説明いただき、社寺等の役職が当たるから推進委員ができないという意見でしたが、皆さんそれで納得されましたか。皆さん、いろいろな役を兼ねていただいているのではないのでしょうか。
- 議長 他に何か意見はございますか。
無ければ今回の農地利用最適化推進委員の辞任につきまして、採決に入らせていただきます。
同意に賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手多数】賛成 11 人、反対 6 人
- 議長 挙手多数でございます。
よって議案第 47 号については、同意することに決定いたします。
なお、今後推進委員さんの辞任等がございましたら、考え直していただくように進めるとともに、早期に解決できるよう役員としても対応していただくよう、お願いを申し上げたいと思います。
議案第 47 号につきましては、以上であります。
- 議長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。
- 事務局 報告します。調書は 21 ページ、参考図は 25 ページから 28 ページです。
今月は農地法第 5 条の届出案件が 4 件となっております。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたら伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようでしたら報告案件は以上でございます。
これで審議案件並びに当局は案件は終了いたします。
- 議長 続きまして、報告事項に入ります。
まず、専門員委員会報告として、意見書検討委員会から林田委員長にお願いいたします。
- 寺田委員長 意見書検討委員会結果報告

議 長	次に、活動方針作成委員会から奥村委員長お願いいたします。
奥村委員長	活動方針作成委員会結果報告
議 長	次に、広報編集委員会から森地委員長お願いいたします。
森地委員長	広報編集委員会開催日報告
議 長	続きまして、事務局報告事項について、順次説明をお願いします。
事 務 局	・ 県常設委員会報告 ・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告 ・ 農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告 ・ 経過と予定 ・ 産業経済部自己紹介
議 長	報告事項は以上でございます。
議 長	それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。
委 員	【質問等なしの声】
議 長	ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。